

仙台高等専門学校の事務職員の人事基本方針

令和6年12月1日

事務部長裁定

1 目的

仙台高等専門学校（以下「本校」という。）は、教育研究上の理念を「高度に複合化した産業界で技術開発の中核を担う実践的・創造的な能力を有し、次世代のものづくり技術者として国際的に通用する、人間性豊かな人材の養成を通じて、科学技術と人間社会の調和的發展に寄与する。」としており、この理念を達成すべく、国立高専専門学校機構（以下「高専機構」という。）及び本校を取り巻く社会環境の変化に機動的に対応し、本校の果たすべき役割を見定め、本校の運営を担う中核的な事務職員（以下「職員」という。）を育成することを目的として、職員に係る人事基本方針を定める。

2 目標

- （１）教育研究活動の充実と組織の活性化を図るための人材採用及び人材育成を実施する。
- （２）各々の職員の力が最大限に発揮できるよう、人員配置の適正化を図る。

3 求める人材像と採用方針

職員の選考にあたっては、総合的に判断しバランス感覚に優れた以下のような人材を求める。

- ・本校及び高専機構の発展並びに地域貢献のために働く強い意欲のある人
- ・失敗を恐れず、積極的に仕事に取り組むことができる人
- ・他の職員とコミュニケーションをとりながら、協力して仕事を進められる人
- ・経営的視点を持ち、交渉力が高い人
- ・様々な環境の変化に対し、柔軟に対応できる人

また、年齢構成や多様性を考慮し、本校の教育研究活動を支える強い組織の確立を目指す。

4 人材育成

組織の活性化と職員の能力の向上のため、以下のとおり人材の育成を行う。

- （１）学内外で実施される職階別研修及び業務別研修について、積極的な受講を推進する。
- （２）各職階に求められる素養、役割を明示し、当該基準に達するよう研修、OJT等を実施する。
また、必要に応じて、個別に教育指導を実施する。
- （３）高専機構本部、他高専、大学等との人事交流を推進する。

5 人事評価

- （１）高専機構本部が定める業績評価・能力評価を適切に実施し、個別面談によるフィードバックを通じて職員の客観的な自己分析、能力向上等に資する。
- （２）上記評価について、適切に処遇、昇任等の判断及び人員配置に反映させる。